

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（9月）

P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

従業員の職場定着率向上を目指して、経営者が取り組むべき課題について
（銚子水産加工連協同組合）

P.6 全国先進組合事例

情熱の結集 旬の味覚に付加価値を 地域に誇りと活力を（企業組合情熱市原ワンハート）

P.7 組合Q&A

期中移動のあった組合員に対する出資配当の計算について 他

P.8 シリーズ「躍進企業」

ものづくり補助事業成果事例 有限会社西村製作所（東金市）

P.10 景 況

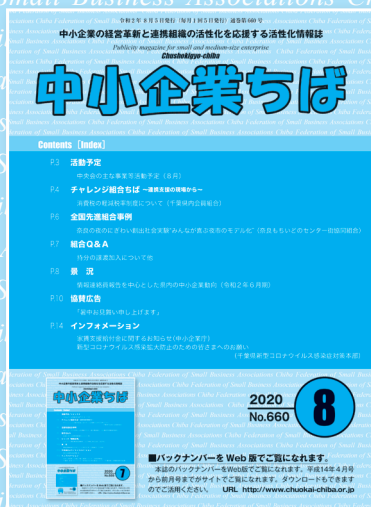
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（7月期）

P.12 ご案内

中小企業組合士になろう～事務局機能の強化は人材育成から～
次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ

P.14 インフォメーション

新型コロナウイルス感染症関連の主な融資制度について



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（9月）

令和2年8月19日現在

月日		曜日	内 容		担当部署
■ 中央会					
9/ 3	木	創立65周年記念大会合同委員会 場所：ホテルポートプラザちば			総務部 ☎043・306・3281
■ 中小企業連携組織対策事業					
9/ 3	木	連携組織活性化研究会 対象：（企）情熱市原ワンハート			経営支援部 ☎043・306・3282
9/4 23	金 水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県コンクリート製品（協）			工業連携支援部 ☎043・306・2427
9/8 15	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：野田工業団地（協）			
9/11	金	組合等新分野開拓支援事業 対象：臼井ショッピングセンター（協）			商業連携支援部 ☎043・306・3284
9/17	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県木材市場（協）			工業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業					
9/ 2	水	ふさの国 商い未来塾（第1回）			商業連携支援部
9/ 9	水	ふさの国 商い未来塾（第2回）			
9/23	水	ふさの国 商い未来塾（第3回）			
■ 団体等運営支援事業					
9/11	金	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：松戸駅周辺商業（協）			商業連携支援部

現下の経営課題（相次ぐ制度変更や環境変化への対応、自分にあった支援策を活用したいetc.）の解消にお役立てください

令和2年度 諸制度改正に伴う専門家等派遣事業
幅広いテーマに対応！様々な専門家を無料で派遣します！

～相談テーマ例～

消費税対策

- ・インボイス対応
- ・消費税総額表示義務の特例の廃止
- ・適正転嫁
- ・キャッシュレス推進

新型コロナウイルス感染症対策

- ・公的支援策の活用
- ・衛生管理等の対策
- ・需要減少等に伴う経営相談
- ・設備投資・販路開拓

働き方改革

- ・時間外労働の上限規制
- ・同一労働・同一賃金
- ・業務フロー改善（効率化）・人材配置の最適化・賃金制度の見直し等

新制度対応・諸施策活用等

- ・事業承継
- ・改正民法
- ・雇用施策の活用
- ・強靱化法への対応
- ・テレワーク推進
- ・IoT/SDGs 経営の導入
- ・特定地域づくり事業
- ・協同組合の設立等

☎ 会員組合及び組合員企業が対象です。専門家が無料でご相談に応じます。

◎お問合せは、本会 業務推進部まで（Tel 043-306-3283）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	令和元年度連携組織活性化研究会		
対象組合等	銚子水産加工連協同組合		
	▼組合データ		
	理事長	池 永 清	住 所
	設 立	平成 11 年 4 月	業 種
	組合員	22 名	
テ ー マ	従業員の職場定着率向上を目指して、経営者が取り組むべき課題について		
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (TEL 043-306-2427)		
専 門 家	社会保険労務士法人 ハーモニー 森本哲郎 (特定社会保険労務士)		

背景と目的

2019年4月1日、働き方改革関連の法改正がいよいよ施行されました。「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面する日本において、課題解決に向けた大きな転換点と言えます。

法案成立までの間、「時間外労働の上限規制」「高プロ」「有給休暇の取得義務」「同一労働同一賃金」といったキーワードが盛んに取り沙汰され、紆余曲折もありました。しかし、働き方改革が目的とするところは、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることであって、単なる規制強化ではありません。

銚子水産加工連協同組合の加盟企業様は、昨今の人材確保難もあり、外国人技能実習生を多数受け入れておられるとのことでした。技能実習制度を巡っては、過去に

労働法令違反が散見され、批判の高まりを受けて、コンプライアンス重視の法改正が進みました。2019年4月からは新たな在留資格「特定技能」制度もスタートし、活用を視野にいれておられると聞きます。

人材確保に課題を持つ地域・産業にあつては、特に従業員の職場定着率向上は喫緊の課題であり、前述の状況下にあつては労働関係法令順守は必須の条件です。これらの背景をふまえ、各企業様が適切な実務対応に取り組めるよう、2回にわたり研修会を開催いたしました。

事業の活動内容

1回目の研修会では、就業規則をテーマに、働き方改革との関連で注意すべき点、監督署調査で指摘されやすい点を解説しました。法改正で特に注目すべきは次の3点です。

①「時間外労働の上限規制」は、規制の内容と、36協定において新

たに定めなければならない事項を押さえます。併せて「労働時間の客観的な把握」が義務化されたことにより、全ての従業員について出社時刻・退社時刻を元に適正に労働時間を把握せねばなりません。労働時間管理は賃金支払いと直接的にかかわるといって当然に重要なものですが、近年は「健康障害を防ぐための労働時間管理」という点を、特に重視すべきです。残業代さえ払えばよい訳ではなく、長時間労働そのものが悪であると理解すべきフェーズになっていきます。また、目的は法違反をしないことではなく、今より労働時間を減らしかつ今以上の成果を上げることで、生産性向上のための取り組み・投資は欠かせないでしょう。

②「有給休暇の取得義務」は、権利としての有給休暇、という捉え方からの転換です。取得できない環境を放置することが法違反ですから、残日数管理だけでなく計画と進捗管理の徹底が必要になります。5日取得は最低条件であり、

これと呼び水にして全体的な取得率向上を図るのが目的ですから、「全員が有休を全日数取得する」という前提で、人件費や要員を見積もるべきです。

③「同一労働同一賃金」は、中小企業では2021年4月1日施行ですが、改正法は既存のパートタイム労働法と労働契約法を整理・統合して昇華させたものになっています。つまり、現時点でも労働条件の不合理な相違は違法と判断され得るので、中小企業であつても趣旨を踏まえて、早期対応することが重要です。

ここでいう対応とは、必ずしも正社員と非正社員の待遇を同等にするということではありません。キーワードは「説明と納得」です。まず、雇用区分の違いにより、職務の内容等にとどのような違いがあるのか、給与等の待遇差とどのように関連するのかを、適切に説明可能な状態にすることです。説明不可能な待遇差は、無くすべきということになります。

ここでいう「待遇差」を検討す

べき範囲は広く、基本給の額だけではなく諸手当一つひとつの有無や金額、賞与・昇給の有無や金額、福利厚生の有無や内容といった、ほぼ全ての労働条件を指します。

また、使用者に全面的な説明責任を課しているということは、労働者が納得できなければ紛争になるということですから、法の趣旨を踏まえた誠実な対応が望まれます。

2回目の研修会では、1回目の内容を踏まえて、特に要望が多かったこのことで36協定・有休管理の実務をテーマに、具体的な例を挙げて対応方法を解説しました。

①36協定の月間・年間の限度時間や、上限規制に反しないために、具体的に毎月の時間外労働等を記録し、累積時間数や平均時間数を計算・管理しなければなりません。勤怠管理ソフト等を導入し、管理するのが現実的です。意外と疎かになってしまいがちなのが労働者代表選出の方法ですが、適切に行わなければ協定が無効になってし

まいます。適切な協議・説明の場を設け、納得感のある進め方をしましょう。

②有給休暇は、一般的に入社日に応じて付与日が異なるため、それぞれの日を起算日として、年間5日の取得義務の進捗管理をしなければなりません。有休管理簿のサンプルもご紹介しましたが、従業員数が多いほど管理は煩雑になります。現実的にはこれも勤怠管理ソフト等の導入を検討するのが良いでしょう。

事業の成果

法令通りの内容をただお伝えするだけではなく、実務に即した情報提供に努めましたので、何から各社様の労務管理に生かしていただけたのだと思います。研修会では、実際に労務管理をする中で疑問に思っていること、困っていることについて質疑応答もあり、有意義な機会になったのではないのでしょうか。

今後の事業展開・展望

中小企業においては今年度から時間外労働の上限規制が施行され、来年には同一労働同一賃金の法施行を控えています。ところが、今年は新型コロナウイルス感染症への対応で、事業活動のあり方そのものを見直さねばならない未曾有の状況になっています。雇用市場にも大きな変化が起きつつあり、ピンチでもあり又、今までとは違うチャンスが生まれるかもしれません。そのような機会に、他に先んじた対応ができるよう、このような時だからこそ、法令を遵守した労務管理を推進していただけたら幸いです。

(特定社会保険労務士森本哲郎)



テーマ

特徴ある活動

情熱の結集

旬の味覚に付加価値を 地域に誇りと活力を

企業組合情熱市原ワンハート



理事長の強固な意志と人的会社の強み（組合員の個性）を引き出す統率力を軸に、多様なステークホルダーからの力強い支えと共感の広がり、事業に自信と成長をもたらした。

背景・目的

当組合は、地域の活性化を共通項とする市内の異業種の仲間が集し、平成27年に結成された任意グループ『情熱市原ONE HEART』が行っていた地産地消プロジェクトが基盤となり、同30年に設立された。

地産の梨が規格外等を理由に大量に廃棄されている状況を憂い、何か役に立っていないかとの思いから、地域と農業を元気にしようと農産加工品の事業化に取り組んだ。

取組みの手法と内容

はじめは全くの手探りで2トンの梨を手作業で皮むきしたこと

もあつたが、始動から半年後には希釈用飲料の梨ベースを開発。付随して梨ゼリーや梨ジャム等の特産品をラインナップした。

自社商品の梨ベースと梨ゼリーの製造は、原料の調達から一次加工までを自社で行い、二次加工（製品化）は外部に委託している。販路は年に十数回を数える各種イベントへの出店をはじめ、市内の小売店や飲食店、大手商業施設、コンビニFC、学校給食など多岐にわたる。直近では県下全域をカバーする問屋等への販売が決まり、その流通は域内の枠を越えた新たな展開を見せている。

また、法人化を機に自社工場を立ち上げ、野菜・果物等の一時加工の外部からの受注を可能とした。加工者の多くが敬遠しがちな非効率の事業スタイル、少量多品目の需要にも積極的に対応。当初はサンプル製造ばかりで厳しい経営を余儀なくされたが、いくつかの加工の稚魚（小ロット）は大魚

（大ロット）に育ち、取引金額も大幅に拡大。得意先は大手を含む食品製造業や材料卸に広がるなど、さらなる事業拡大が見込まれている。

一方、農産加工品の受注には原料の大量仕入れを伴うものが多い、先行運転資金の負担が発生するほか、今後は工場の拡充等も計画していることから、財務面の強化や生産体制の高度化が喫緊の課題となっている。

成果とその要因

農家からは「捨てていた梨で孫をデイズニールランドに連れていける」と感謝されるなど、緊密な連携を実現。梨ベースと梨ゼリーは『いちばら国府ブランド』の認定を受け、後者はふるさと納税の返礼品にも採用された。また、認知度の向上等が奏功し、加工の引き合いも増えている。

「令和元年房総半島台風」で工場が被災、停電の影響で材料や製

品の廃棄も余儀なくされたが、理事長を中心にさらなる結束を固め、早期の復旧に取り組んだ。



「いちばらの梨ゼリー」

一次加工場

「いちばら梨ベース」

企業組合情熱市原ワンハート

住所：〒290-0004

千葉県市原市辰巳台西

一丁目9番地の8

設立：平成30年1月11日

出資金：2,700千円

URL：https://one-heart.co.jp/

業種：食品製造・製造卸・小売業

組合員：7人（個人組合員6人、

特定組合員1人）

組合 Q & A

期中移動のあった組合員に対する出資配当の計算について

【Q】次のように期中における加入または脱退により移動のあった組合員に対する出資金の配当はどうなりますか？

【A】それぞれ以下のとおりです。

【出資金を拠出して加入した組合員の場合】 加入した月をとるか、または翌月からとするかについては、月の1日から15日までの加入はその月からとし、16日から月末までの加入はその翌月からとするのが適切と考えられます。

【持分の譲り受けにより加入した組合員の場合】 組合員であった期間は加入したときから月末までですが、譲り受けた組合員持分はその事業年度当初より資本として機能していたはずですので、組合員であった期間による按分計算ではなく、事業年度の全期間についての配当金が計算されるのが適切と考えられます。

【法定事由により脱退した組合員の場合】 法定事由に該当して脱退した場合、事由に該当した時点において組合員資格を失いますが、

この場合でも出資金の払戻しは決算終了後となることから、出資金の運用益の配分たる配当は全期を通じて支払われるのが適切と考えられます。

【申出により自由脱退した組合員の場合】 決算期末から90日前までに申出て期末に脱退し、その持分の払戻しは決算終了後となり、当然に通期の配当の受給権を有するのが適切と考えられます。

業務監査権限を有する監事の業務監査の範囲について

【Q】監事が理事の業務を監査するとは、具体的に何を行えば良いのですか？

【A】理事の業務執行に対する「適法性」（法令または定款に抵触する行為はないか）の監査を行います。

監査すべき事項には、①組合員・組合債権者の利益保護を目的とする具体的規定（競業禁止・利益相反取引の制限等）、②理事の善管注意義務・忠実義務を定める一般的规定委任契約に基づく義務、③公益の保護を目的とする規定（独占禁止法、労働関係諸法等）を含むすべての法令が含まれます。

なお、理事が総会に提出しようとする議案等を調査した結果、「著

しく不当な事項」があると認めるときは、監事はその監査結果を総会へ報告しなければなりません。

◎『中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）』より転載

労働者を休ませる場合の措置について

＜年次有給休暇と病気休暇の取り扱い＞

【Q】新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱い、労働基準法上問題はありますか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようなになりますか。

【A】年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならぬもので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

なお、使用者は、労働者が年次有給休暇を取得したことを理由として、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならぬことにご留意ください。

＜アルバイト・パートタイム労働者等への適用について＞

【Q】アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者などの方についても、休業手当の支払いや年次有給休暇の付与等は必要でしょうか。

【A】労働基準法上の労働者であれば、アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、休業手当の支払いや年次有給休暇付与が必要です。

労使で十分に話し合い、労働者が安心して休むことができる体制を整えていただくようお願いいたします。

なお、法定外の休暇制度や手当を設ける場合、非正規雇用であることのみを理由に、一律に対象から除外することは、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を指して改正されたパートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の規定（※）に違反する可能性があります。

※大企業と派遣会社は令和2年4月、中小企業は令和3年4月から施行となっています。

◎厚生労働省HP（新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け））より転載

本会では、中小企業庁から標記事業の委託を受けた全国中小企業団体中央会の地域事務局として、本事業の事務を行っています。

このコーナーでは、当該補助事業に取り組んだ事業者（過去に千葉県地域事務局において採択された県内の中小企業・小規模事業者）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や成果状況等についてご紹介します。



事業類型	小規模型・試作開発等	革新的サービスとの関連性	・付加価値の向上（新規顧客層への展開 商圏の拡大、ブランド力の強化、顧客満足度の向上、IT利活用 (I) ・効率の向上（サービス提供プロセスの改善、IT利活用 (II)
対象類型	革新的サービス		

有限会社西村製作所（東金市）

事業テーマ

コンパクトでプライバシーに配慮した介護専用おむつ交換車の試作品開発

本事業への取組みの経緯・目的

1. 今までの経緯

当社は、理容、美容器具製造業として美容院用チェアやワゴン・エステティック器具などの製造を手掛けてきました。商品構成が近い医療にもターゲットを広げ、現在は当社の売上上の2割にまで伸ばしてきました。

しかし、商社を通しての販売は利幅が薄く、直接販売が出来る新規市場を開拓したいと考え、今後市場の拡大が見込まれる介護関連施設にターゲットを絞り「介護専用おむつ交換車」の試作品開発、製品化による新市場開拓に挑戦していく為に本事業にエントリーし採択事業として取り組みました。

2. 本事業の目的、狙い

病院や老人ホームなど介護の現場では、身体が不自由でトイレに行くのが困難な方にはおむつをしてもらっています。入居者でも健常な方にとってはプライバシーの観点からのおむつ交換がストレスとなります。



一般的な医療用おむつ交換車

医療用おむつ交換車（当社）

特に、大部屋に入っている人は、周囲の人におむつをしていることを知られたくない、少なくともおむつ交換は目立たずにしたいという思いは切実です。そこで、本事業では臭い漏れを防ぎ、素早いおむつ交換に役立つコンパクトでプライバシーに配慮したユーザーのストレスを軽減する「おむつ交換車」を開発します。

試作品開発に当たっては、これまで蓄積してきたニーズ情報（軽量化、コンパクト化、汚物処理の密閉化と衛生配慮、収納棚や扉の工夫、目立たない、ほかの用途と見た目が変わらない）を踏まえ開発を進めます。

実施内容

1. 試作品の開発

作成するおむつ交換車の仕様について協議、決定

2. 図面作成

おむつ交換車本体、その他パーツ

3. 材料発注、入荷

材料の発注及び入荷

*③一部開発段階での設計では強度不足が発生することがわかり設計変更

4. 試作品の設計変更

アルミ素材を使用したおむつ交換車の当初設計では強度不足が発生することが判明、設計変更

5. 試作品の完成

コンパクトタイプ木製おむつ交換車：5種類

ワイドタイプ木製おむつ交換車：5種類

コンパクトタイプアルミ製おむつ交換車：5種類

ワイドタイプアルミ製おむつ交換車：5種類

合計20台完成

6. 試作品の動作テスト

完成したおむつ交換車の動作テストを実施

7. 試作品評価・検証

試作品の評価・検証のために千葉
県内介護施設により使用テスト
を実施

8. アンケート分析

介護施設による使用テストの結果
アンケートを実施、アンケート結果
の分析

―アンケート分析の結果―

- おむつ交換車の重量を軽くする
ためにフレーム素材を再考
- 汚物格納スペースが少ないとの
指摘に対して汚物収納部の大
きさを再考
- 引き出し収納全体の仕様を再考



コンパクトタイプ
木製おむつ交換車



ワイドタイプ
木製おむつ交換車



コンパクトタイ
プアルミおむつ
交換車



ワイドタイプ
アルミおむつ交換車



事業実施の成果

- 汚物パッキンの必要性のアイ
ル方法を検討
- 引き出し収納部のロック機能を
再考
- *アンケート結果を踏まえ製品の
改良を加え「介護専用おむつ交
換車」を完成させます。

平成26年より「介護専用おむつ
交換車」のリサーチを実施、本事
業におきましてリサーチにより得た
情報を基に試作品の開発を行いまし
た。完成した試作品を介護施設に
おきまして使用頂きアンケー
トを実施、今後アンケート結
果を基に試作品の完成度を高
め製品化に向け準備を開始し
ます。

又、本事業で申請した知的
財産権（実用新案・特許）も
取得でき、知財に対する意識
も向上できました。



今後の展望

現在、アンケート結果等を踏まえ
「介護施設専用おむつ交換車」の改
良を進め、より一層使用者の満足度
を高めてまいります。

平成30年11月に開催される医療・
介護展示会「2018 HOSPEX
Japan」への出展を計画してお
り展示会にて製品のデューと販売を
開始する為に準備を進めています。

又、ECサイトの構築による介護
向け販売サイトの立ち上げ、直販
ルートの開拓・整備等を充実させ販
売強化を進めてまいります。

社長さんからの一言

代表取締役 西村 康明

当社は、理容器具の製造販売か
ら創業し、現在では理容・美容関
連製品の製造販売から医療器具の
製造販売へと取扱品目を増やし今
日に至っています。

会社の新しい道を開くために「も
のづくり補助金」にチャレンジした
ことは経営者としての見聞を広げ
本事業に共に努力してくれた社員一
同に対して、会社の新しい道を示す
ことができ有意義でした。

本事業中、何度も挫折し諦めか
けましたが、周りの力添えで最後ま
で到達できました。これからももの
づくりの原点を見据え、社員一同プ
ロフェッショナルになるべく努力し
ていく所存です。

企業データ	
主な事業・業種	理容・美容器具製造販売及び医療・ 介護器具製造販売
得意分野	製品企画から設計製造まで自社を 中心に一貫で完成ができること
所在地	[本社／事業実施場所] 〒283-0823 千葉県東金市山田 242-1
TEL	[本社／事業実施場所] 0475-55-1370
FAX	[本社／事業実施場所] 0475-52-3391
URL	http://www.nishimura-mfg.jp
E-mail	info@nishimura-mfg.jp
設立	昭和35年7月21日
代表者	代表取締役 西村 康明
従業員数	15 名
資本金	1,000 万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和2年7月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は4から5に増加。「減少した」業種は7から11に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は11から10に減少。「減少した」業種は14から12に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は1から6に増加。「悪化した」業種は21から22に増加。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は3から2に減少。「減少した」業種は11から12に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から3に減少。「減少した」業種は21のまま変化なし。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は2のまま変化なし。「悪化した」業種は33から29に減少。

製造業

しょう油・食用アミノ酸

【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響により、景況は依然として、厳しい状況が続いている。

漬物製造

【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響も減少してきており、売上も回復基調にある。また、漬物商品は、スーパー向けは好調であるが、土産向けでは大きくダウンしている。

パン・菓子製造

【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響下であり、国の補正予算である「菓子類販売促進緊急対策事業」が実施されることとなり、全国菓子工業組合連合会が主体に「菓子類販売コンソーシアム」を結成して「全国縦断お土産まつり」の実行計画が企画されたので、当組合も参加することとした。

酒類製造

【県内全域】

5月末に緊急事態宣言が解除され、日本酒の出荷については、前月比は増加したが、前年同月比は減少となった。日本酒の販売促進を目的としたイベント等が実施できず、また、東京への営業自粛の

継続等により厳しい状況が続いている。

牛乳小売

【県内全域】

宅配中心の組合員は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに営業を続けているが、学校や保育園に牛乳を販売している組合員は厳しい状況が続いている。

木材・木製品製造

【県内全域】

木材の購買不振の状況が続き、売上が低迷している。

製材

【木更津】

ロシア、アメリカ及びカナダからの材木船が入港していないので、在庫数量は減少している。

印刷

【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響が少しずつ大きくなり、地元イベントや各個店の自粛等のため、売上が大きく落ち込んだ。今後、新型コロナウイルス感染症が1年以上続くことになると、多くの会社が、倒産・廃業も出てくることを考えられる。

鉄工

【千葉】

業種によってバラツキはあるが、新型コロナウイルス感染症の影響は拡大しており、売上減少、受注減の傾向が続いている。

【機械部品製造】

【野田】

全体に緊急事態宣言解除後の方が徐々に悪くなっており、祝日の増加によって稼働日が減ったことも影響している。今後、IT化への対応スピードが重要になってくる。

【機械部品製造】

【流山】

以前の状況に100%まで戻ってはいないが、かなり元に戻っている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は大きい。

【機械部品製造】

【柏】

製造製品と顧客により、売上の減少に違いはあるが、全体的に10%〜25%のマイナスで推移した。また、業種ごとにバラツキはあるが、8月以降は不透明感が強い。

【金属製品製造】

【船橋】

新型コロナウイルス感染症の影響により、顧客先の生産調整が続いている。

【採石】

【県内全域】

東京都港湾局発注の新海面処分場Dブロックへの石材出荷量は前月の半分程度に落ち込んでいるが、昨年は出荷量が殆どなかったため、前年同月比で1536.6%となった。

【土砂採取】

【県内全域】

景気の後退により、需要が伸び

ず、全体的に骨材の出荷は減少している。そのため、骨材製品の在庫調整をしている地域もある。

【非製造業】

【総合卸売】

【千葉県、東京都】

日用品を取り扱う業者については、前期並みの状況に戻ってきているが、飲食店、観光業向けの業者については、引き続き前年割れの状況が継続している。また、金融機関からのコロナ対応借入により、手元資金の手当てを行っている組合員が多く、当面の資金繰りについては問題ない状況となっている。

【医薬品卸】

【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関への受診抑制が続いている。また、コロナ禍による救急患者受入減少や外来患者受診減により、病院経営は厳しい環境下にある。更に、外来患者減少は薬の処方箋減少と比例し、調剤薬局においても厳しい環境下にある。

【青果卸売】

【千葉】

天候不順が続いたため、一部の青果物の単価が上がったので、売上は上昇したが、品質の悪い物があつた。そのため、青果物の返品

等が増加し、収益は悪化した。

【自動車解体】

【県内全域】

スクラップ価格は6月に多少持ち直したが、7月においては弱含みで下がった。また、新車の販売台数の減少幅がやや小さくなり、使用済車の発生増に期待感があるが、現実には増えていない。

【卸売業】

【茂原市】

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店は厳しい状況が続いている。

【小売】

【柏】

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の集客がでないため、売上が悪化している。

【青果小売】

【千葉】

日照不足、長雨の影響により、夏野菜の高値に加え、根菜野菜も高値となり、商品の調達が難しく、利益確保が厳しくなってきた。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

会員による組合事業への利用が増加してきた。前年同月比は下回っているが、前月比は増加しており、以前の状態に戻りつつある。また、自動車の販売台数が増加しているが、中古自動車の販売台数は以前の状態で回復していないため、良質な中古自動車は仕入れ

価格が上昇している。

【小売】

【東金】

新型コロナウイルス感染症の影響が続いており売上の減少が続いている。半分以上の店舗で2割〜3割減少。サービス関連（旅行）は大打撃継続中。早くこの状況を改善しないと中小はこのままでは倒れます。また第2波も怖いし、新型コロナウイルスがこれ以上続くと組合員がもたない状況である。今がギリギリ状態で、給付金申請のできる店は申請を始めている。

【一般廃棄物処理】

【千葉】

前月比、前年同月比と比べると、売上が伸びているが、これは業界全体の景況が好転したのではなく、4〜6月のコロナ禍での廃棄物抑制による一時的なものである。

【学習塾】

【県内全域】

コロナ禍の状況が不透明ゆえに、先行きが見通せない状況が続く、従来の通塾型かオンライン授業型かで保護者も迷っていることが伺われ、それに輪をかけて夏休みの短縮と市町村によって夏休みの日程がばらばらで、夏期講習を実施しづらい状況があり、景況は良くない。

中小企業組合士になろう ～事務局機能の強化は人材育成から～

「中小企業組合士」は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格です。

組合運営に必要な実践的かつ専門的な知識を身につけるため、あるいは、後進の育成に役立てるため、組合の役職員は“組合士”の資格を取得され、組合内の“知恵者”として組合員からの信頼を獲得し、ぜひ組合員のための組合づくりを実現してください。

□ 組合士制度とは

中小企業組合士制度は、事業協同組合をはじめとする中小企業組合等に携わられている方々の能力と資質の向上を図ることにより、中小企業組合の運営強化・円滑化を図ることを目指して、昭和49年度から全国的な実施を開始いたしました。（中小企業等協同組合法施行20周年を機に、東京都中央会が昭和44年に創設、その後、昭和49年に全国中央会に移管されて全国制度となりました。）

現在、全国で2,907名（内千葉県83名、令和2年6月1日現在）の中小企業組合士が登録されており、その活躍のステージは組合だけにとどまらず、商工組合中央金庫などの関係機関等にも広がっています。

また、28都道府県に中小企業組合士会（組合士協会）が設立され、組合士同士の横のつながりによる情報交換や研修会等を活発に行っているほか、これら各中小企業組合士会で組織する全国中小企業組合士協会連合会も設立されています。

□ 今、事務局に組合士が求められている

「法律が改正されたようだが、どこが変わったのかよくわからない」「届出事項に詳しい人がいないので、つい遅れてしまう」「組合運営に詳しい者がいないため、事務が滞りがちになる」「組合特有の会計処理がよくわからない」…組合でこのようなお悩みはありませんか。

中小企業組合等に関連する法令や日々の組織運営に必要とされる情報等は時代とともに変わります。中小企業組合の根拠法である「中小企業等協同組合法」は、平成19年度に大改正が行われましたが、これにより中小企業組合は組織の統治機能の強化・充実が求められることとなりました。この法改正に的確に対応していくことは、中小企業組合が果たすべき社会的責任の一つに他なりません。また、様々な課題や時代の要請に応じていくためには、共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、そのためには組合運営の知識を備えること、すなわち、中小企業組合検定試験によってその能力が認められている“組合士”を事務局に設置することが一つの近道であるといえます。

□ 中小企業組合検定試験

中小企業組合検定試験は、昭和49年から中小企業庁の後援を得て実施しています。

■試験科目

「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目

■試験日

毎年12月の第1日曜日（令和2年度は12月6日実施予定）

■合格発表

試験日の翌年3月1日（土・日・祝日の場合は翌日または翌々日）

■組合士の認定

試験科目の全てに合格し、かつ中小企業組合等で3年以上の実務経験があれば組合士として認定され、認定証書、組合士証、組合士章（バッジ）が授与されます。

★受験願書は千葉県中央会で配布しております。お気軽にお問合わせください。

◎「組合士制度」、「中小企業組合検定試験」、「令和2年度組合運営実務（組合士養成）講習会（10/8からスタート）」に関するお問合せは、本会業務推進部（☎ 043-306-3283）までお願いします。

会員組合構成員事業主の皆さまへ

次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ

○少子化や共働きの増加に対応した働き方を整備

本会では、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画策定のためのご相談をお受けしております。

☆一般事業主行動計画の策定・届出について

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています（100 人以下の企業は努力義務）。

☆行動計画策定の流れ

①自社の現状・ニーズ等を把握

- ◎行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握します。
- ◎例えば、過去 5 年程度を遡って以下のような事項を調べます。自社の課題が見えてくるはずです。▽妊娠・出産を機に退職する従業員がどれくらいいるか。▽子育て中の従業員がどれくらいいるか。▽育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
- ◎また、従業員のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べます。
ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向▽現在の支援制度に対する満足度▽仕事と子育ての両立で苦労している点▽労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望▽今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

②行動計画内容を決定

- ◎課題の優先順位づけ…ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- ◎目標を決める…次に行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、「行動計画策定指針」の「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を、行動計画の目標としましょう。目標はいくつでも設定できます。
- ◎目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう（例 令和〇〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性〇%とする）。
- ◎自社の両立支援の取組をチェックできる両立指標も活用してみましょう
- ◎目標の計画期間を決める…計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定します。

③行動計画を公表し、従業員に周知を図る。

- ◎一般への公表…行動計画を策定したら、策定の日から概ね 3 ヶ月以内に、その計画を一般に公表します。公表の方法として、自社の HP への掲載、厚生労働省が運営するサイトである「両立支援ひろば」への掲載、県の広報紙・日刊紙への掲載などがあります。インターネットが使用できない企業では、事業所の見やすい場所への掲示や備え付けでも差し支えありません。
- ◎従業員への周知…行動計画を策定したら、策定の日から概ね 3 ヶ月以内に、その計画を従業員に周知します。周知の方法として、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などがあります。

④行動計画を策定した旨を千葉労働局へ届け出る

- ◎行動計画を策定したら、策定の日から概ね 3 ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請により、千葉労働局雇用均等室に届け出て下さい。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

⑤行動計画を実施。

- ◎行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みます。

お問合せ

ご相談は本会業務推進部 鶴原（推進員）、海老根まで（☎ 043-306-3283）

新型コロナウイルス感染症関連の主な融資制度について

新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ、日本政策金融公庫、商工中金の新型コロナ感染症特別貸付などに加えて、民間金融機関でも支援が受けられます。

1. 日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

(※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現)

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。
据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。7月から融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高、b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【担保】 無担保

【貸付期間】 設備 20年以内、運転 15年以内 【うち据置期間】 5年以内

【融資限度額（別枠）】 中小事業 6億円（拡充前3億円）、国民事業 8,000万円（拡充前6,000万円）

【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

【利下げ限度額】 中小事業 2億円（拡充前1億円）、国民事業 4,000万円（拡充前3,000万円）

※金利は8月3日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

《お問合せ先》 平日のご相談 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

土日・祝日のご相談 日本政策金融公庫：0120-112476（国民事業）、0120-327790（中小事業）

2. 商工中金による危機対応融資

(※危機対応融資に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現)

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。
据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。

7月から融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方。

- ①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高、b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【担保】 無担保

【貸付期間】設備 20 年以内、運転 15 年以内 【うち据置期間】5 年以内

【融資限度額】6 億円（拡充前 3 億円）

【金利】当初 3 年間 基準金利▲0.9%、4 年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：2 億円（拡充前 1 億円））

※8 月 3 日時点、貸付期間 5 年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

《お問合せ先》 商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711（※平日・土日祝日）

3. 日本政策金融公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

（※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現）

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で 3 年以内、設備資金で 4 年以内に延長する。

【ご利用いただける方】 最近 1 ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して 5 %以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【融資限度額】別枠 1,000 万円

【金利】経営改善利率 1.21%（8 月 3 日時点）より当初 3 年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で 4,000 万円（拡充前 3,000 万円）となります。

《お問合せ先》 日本政策金融公庫の本支店または、お近くの商工会・商工会議所

4. 特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上が急減した事業者などに対して、最長 3 年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

【適用範囲】 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近 1 ヶ月又はその後 2 ヶ月の 3 ヶ月間のうちいずれか 1 ヶ月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小事業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

【利子補給】・期間：借入後当初 3 年間（最長）

・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等 2 億円（拡充前 1 億円）

国民事業 4,000 万円（拡充前 3,000 万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計額

《お問合せ先》（独）中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

《受付時間》 平日・土日祝日 9 時 00 分～17 時 00 分

5. セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営

基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2 億円、国民事業 4,800 万円

【貸付期間】 設備資金 15 年以内、運転資金 8 年以内 【据置期間】 3 年以内

【金利】 基準金利：中小事業 1.11%、国民事業 1.91%

※ 8 月 3 日時点、貸付期間 5 年、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2 月 14 日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が 5 % 以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫まで。

《お問合せ先》 平日のご相談 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

土日・祝日のご相談 日本政策金融公庫：0120-112476（国民事業）、0120-327790（中小事業）

6. セーフティネット保証 4 号・5 号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証 4 号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 100% を保証。※売上高が前年同月比 ▲20% 以上減少等の場合

○セーフティネット保証 5 号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円、4 号と同枠）で借入債務の 80% を保証。※売上高が前年同月比 ▲5 % 以上減少等の場合

※ 3 月 13 日から、業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※ 4 号の対象地域及び 5 号の対象業種は？

◆ SN 4 号：3 月 2 日に全都道府県を対象に指定しました。

◆ SN 5 号：5 月 1 日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（4 号・5 号）

① 取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

② 対象となる中小企業の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※ 認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して 30 日です。ご利用に当たっては、認定の取得前あらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。

※ 都道府県を通じて市町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※ 保証制度の詳細については、信用保証協会までお問い合わせください。

7. 危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（借入債務の 100% を保証）として、売上高が前年同月比 ▲15% 以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8 億円）を措置。

※ 一部保証対象外の業種があります。詳しくは信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大 5.6 億円の信用保証枠を確保

※ ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※ 保証制度の詳細については、信用保証協会までお問い合わせください。